今月のトピックス

「郷土料理」が駅地下広場に勢揃い！

～和歌山県飲食業生活衛生同業組合～

2月18日（水）、ＪＲ和歌山駅西口地下通路広場で、地元和歌山の食材を使った郷土料理展が開催されました。

和歌山県飲食業生活衛生同業組合が、毎年この時期、地域の吟味された食材をふんだんに使って個性あふれる郷土の料理をアピールしています。

今回で第9回目の開催。

絢爛豪華な会席料理や、素朴でふるさとの香り溢れる一品料理が勢揃いする会場からは、訪れた人たちのため息が聞こえてくるようです。

会場には試食・試飲・販売のコーナーもあり、数百名の来場者は改めて郷土の食材の豊富さに大きな関心を寄せていました。

和歌山県飲食業生活衛生同業組合
和歌山市小松原通1丁目3番地の5
TEL 073－423－2132

プ
ッ　プ
テ　ッ　座
ス　ア　講

消費税の改正

前々月より続けて3回に分けてお送りする「消費税の改正」もいよいよ今回が最終回となりました。ⅠとⅡにおいて、改正内容と消費税の仕組みについて述べてきました。今月初めて見られる方は、是非合わせてご覧下さい。

さて、これまで述べてきたことの他に、消費税の改正項目として以下の大きな2点があります。

①	**簡易課税制度を適用できる基準期間における課税売上高の上限が5,000万円に引き下げられました。**
②	**総額表示が義務づけられました。** 総額表示とは、課税事業者が取引の相手方である消費者に対して商品等の販売、役務の提供等の取引を行うに際し、あらかじめその取引価格を表示する場合には、消費税額を含めた価格を表示することです。

①から順に説明していきます。「簡易課税制度」とは、原則的な消費税の計算方法に代えて、「簡単でかつ一般的には（税額が少なくなるなど）有利な方法」で計算する方法です。消費税は原則的には、次の算式で計算されます。

納付する消費税＝預かった消費税－支払った消費税

事業をやっていると、売上にともなって消費税を預かりますし、仕入や経費の支払にともなって消費税を支払います。**「預かった金額（消費税）の方が多ければ納付」**し、**「支払った金額（消費税）の方が多ければ還付」**してもらうのが原則的な方法です。

簡易課税では、ここの「支払った消費税」部分を**みなし計算**します。例えば**卸売業（1種）**であれば課税売上の90%、**小売業（2種）**であれば80%、**製造業（3種）**（建設業など含む）は70%、**その他（4種）**（飲食など）は60%、**サービス業（5種）**は50%を「支払った消費税」とみなして計算します。簡易課税制度の注意点は以下のとおりです。

①届出を事前（その期の開始前に）にしているか。
②各取引を異なる事業区分に分けているか。
③果たして来年（来期）は簡易課税でよいのか。
④選択すると2年以上継続しないといけない。

①について、簡易課税を選択したい場合、**選択したい会計期間の始まる前**に、届出をしておかないといけません。具体的には、平成17年1月～12月の会計期間で、簡易課税を選択したい方は、平成16年12月31日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄の税務署に提出しておかないと、この制度は使えません。しかし、今回は消費税改正で、多くの届出忘れが発生すると予想されるため、「今回に限って特別に」平成17年12月31日まで、すなわち、その会計期間終了日までに提出すれば良い、ということが認められています。届出一つで、ひょっとすると何十万といった納税額の差が出てくる可能性もあります。忘れないようにしたいものです。

次に②については、「私はサービス業だから5種だ

III

税理士　水　城　　実

ステップアップ講座

わ」と思っていらっしゃる方、要注意です。例えばホテル・旅館などの宿泊サービス業は、宿泊部分の売上については5種ですが、お土産物の販売は2種（小売業）ですし、飲食だけのお客様は4種（その他の事業）になります。もし、これらをひっくるめて、全て5種として計算すると、みなし仕入れ率は最も低い50％とされ、消費税を随分損することになります。ご自身の商売の中に、本体の売上と別の種類の取引（売上）がないか、今一度、よく確認してみましょう。

③も届出の問題です。簡易課税は常に有利な方法とは限りません。機械を購入する、お店を改装するなど、大きな支払があるときは、**「支払っている消費税」**が大きくなり、簡易課税で計算するより納付が小さくなったり、また、消費税が返ってくることもあります。これについても事前に**「簡易課税をやめます」**という「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出しておかねばなりません。

④は、③との関係で注意が必要なポイントです。

さて、次に、**総額表示の問題**です。

これは、消費者が商品を持ってレジに行ったときに、値札と異なる金額を取られることがないようにしなさい、ということをいっています。今までは、「○○円」と書かれていても、レジで＋5％の消費税を取られることがありました。しかし、平成16年4月1日からは、**「消費者に対して」**は必ず総額表示することが義務づけられました。

さて、ここでクイズです。

Q1．以下の表示で認められるものに○、そうでないものに×を付けましょう。

1．1,050円
2．1,050円（本体価格1,000円、消費税等50円）
3．1,050円（本体価格1,000円）
4．1,050円（うち消費税等50円）
5．1,050円（税込み）
6．1,000円（消費税は別途いただきます）
7．1,000円（税抜き）
8．本体価格1,000円プラス消費税等

いかがでしょうか。解答は1．～5．が○です。6．～8．は認められない表示になります。これは、値札だけでなく、店頭表示、チラシ広告、新聞広告、インターネット広告など、いかなる媒体も規制の対象となっています。以下、**総額表示の対象とならないもの**を2つ紹介します。

1．製造業者などが参考価格として表示する、いわゆる希望小売価格
2．事業者（個人事業者及び法人）に対して取引する場合

これらは総額表示の対象となっていません。あくまで一般の消費者に対するものです。特に小売業者、サービス業者については、この改正にしっかり対応していかねばなりません。

施策情報

《平成１６年度税制改正》

中小企業関係税制改正の概要

平成16年1月　経済産業省・中小企業庁

1．中小企業の事業承継の円滑化

（1）事業承継税制の拡充

中小企業は付加価値を生み出す経済活力の原動力。その事業が相続税の負担のために次世代に継承されなかったり、成長力を削がれることは、我が国経済にとって大きな損失。そのため、中小企業の事業承継の円滑化を図るべく、自社株に対する相続税の軽減措置を拡充する。

○改正の概要

事業承継時の自社株に対する相続税課税価格の10％軽減措置について、現在、「3億円又は発行済株式総数の2／3まで」とされている軽減対象上限を「10億円又は発行済株式総数の2／3まで」に引き上げる。

○改正の効果

今次拡充に伴い、最大で1億円まで軽減措置が拡大されることとなり（これまでは3,000万円）、特に、良好な業績をあげ、日本の競争力を支えている中小企業に対し、軽減措置が拡大されることとなる。

（注）3億円×10％＝3,000万円→10億円×10％＝1億円

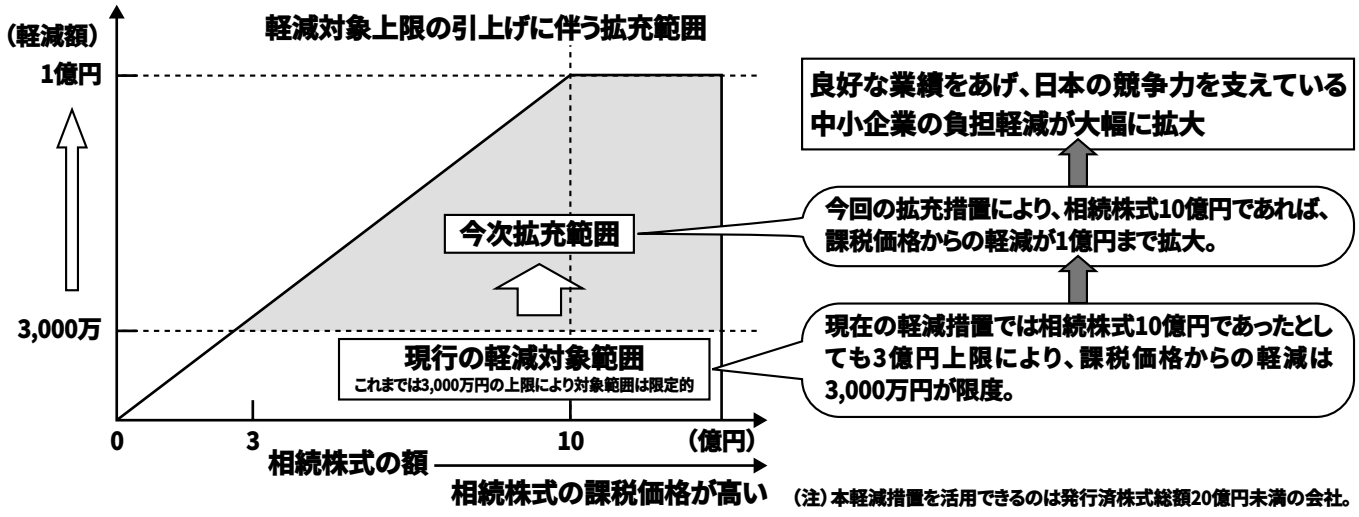

（参考）平成16年度税制改正における自社株に対する軽減措置の拡充

〈改正前の要件〉

○選択要件
小規模宅地特例と自社株特例の両方を一定の範囲内で利用可能。

○対象会社要件
発行済株式総額20億円未満（相続税評価額ベース）までの会社であること。

○被相続人要件
本人と同族関係者（6親等内の親族等）で50％超保有していること。

○相続人要件
申告期限まで自社株式を保有していること。申告期限を経過するときに役員として経営に参画していること。

○軽減対象の上限
発行済株式の2／3まで、又は3億円までのいずれか低い方。

○軽減率
相続税の課税価格の10％を軽減。

〈平成16年度改正での拡充内容〉

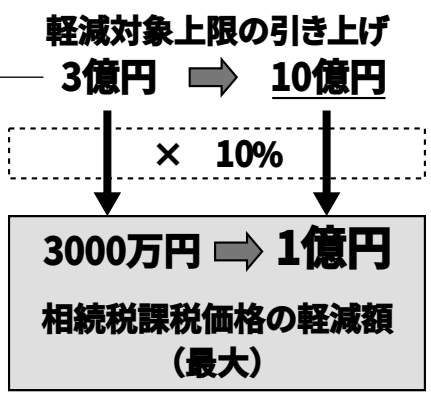

（2）相続株式を自社に売却した相続人株主の課税の特例

非上場株式の相続人が、会社に相続株式を売却した場合、譲渡益の大半が配当とみなされ、所得税率（最高50%）により課税されており、税負担が過重（上場株式は譲渡益課税で現行10%）。

そのため、非上場株式を相続して相続税を納めようと努力している株主を、みなし配当課税の対象から除外し、金庫株を活用した円滑な事業承継を支援する。

○改正の概要

事業承継時において、非上場株式の相続人が相続後一定期間内に、相続した非上場株式を会社に譲渡した場合、みなし配当課税とせず、譲渡益課税とする。

相続人が相続する非上場株式を自社に売却した際の課税制度

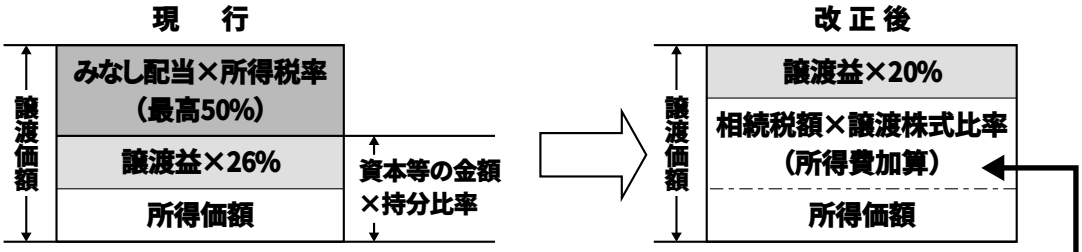

○改正の効果

- **これまで最高５０%の負担とされていたものが、２０%に軽減。**
- **相続税額の所得費加算特例（注）の利用範囲が拡がるため、譲渡所得額が大幅に圧縮。**

（注）相続税申告後3年以内に相続財産を譲渡した場合、相続税額の一部を譲渡益課税の所得費に加算し、負担軽減する措置。

中小企業の後継者が相続税を納税しやすい環境を整備することで、円滑な事業承継を可能にする。

（3）非上場株式に関する譲渡益課税の税率軽減

中小企業の事業承継は相続に限られない。適当な後継者がなく親族以外に経営を引き継ぐ場合や、Ｍ＆Ａによる経営の引き継ぎも経済活力や雇用を守る上で重要。また、中小企業の資金繰り難の中、非上場会社へのリスクマネーの円滑な供給は喫緊の課題。このため、上場株式に比べて不公平に扱われていた非上場株式の譲渡益課税の税率を軽減する。

○改正の概要

非上場株式の譲渡益に係る税率を26%から20%に軽減する。

株式譲渡益課税の現行制度

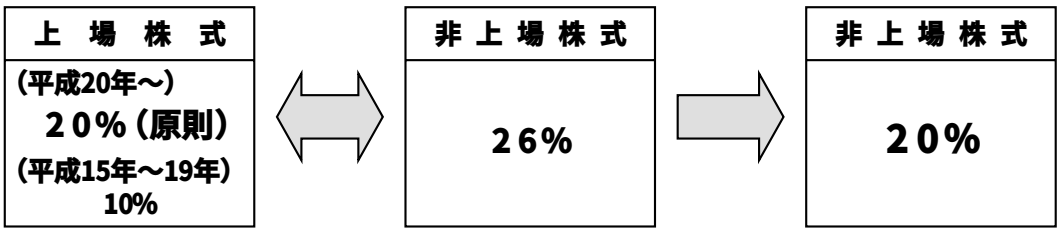

上場株式と非上場株式の間に著しい不公平

○改正の効果

後継者難にある中小企業の親族以外への経営引継ぎ、Ｍ＆Ａ等による円滑な事業承継並びに中小企業・ベンチャー企業への直接投資によるリスクマネーの円滑な供給による自己資本の充実に資する。

2．欠損金に係る制度の見直し（繰越期間の延長）

現行の極めて限定的な欠損金の繰越制度は右肩上がりの経済を前提としたもの。現在の経済状況では中小企業は累積欠損を解消することが極めて困難。また、リスクの高い事業に挑戦する事業者や事業再生を目指す事業者等に不利な制度ともなっている。

このため、将来ある中小企業が淘汰されるのを防止し、果敢にリスクのある事業に挑戦できる環境を整えるため、欠損金の繰越期間の延長（5年→7年）を行う。

○改正の概要

・全法人について、繰越期間を5年から7年に延長する。

・延長の対象は、新規発生の欠損金だけでなく、平成13年度以後に発生した既存欠損金についても適用。

欠損金の繰越期間の延長措置のイメージ

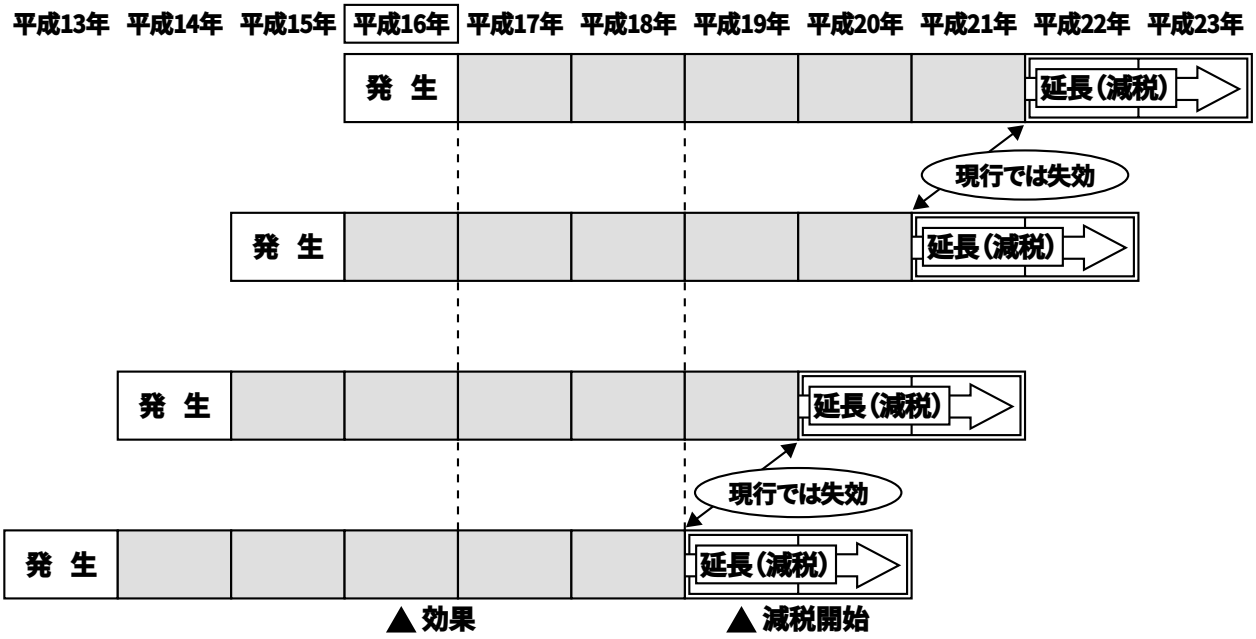

これまで欠損発生以後、5年間で失効していた欠損金を6年目、7年目の所得と相殺することが可能となり、中小企業の財務体質の改善が図られることとなる。

※なお、欠損金の繰越期間の延長に伴い、帳簿書類の保存期間を一律7年、欠損金額にかかる更正の期間制限（現行5年）を7年に延長するとともに、脱税以外の場合の過少申告に係る更正の期間制限（現行3年）を5年に延長。

3．中小企業投資促進税制の延長

長引く景気低迷の中、中小企業の設備投資は未だ低調であり、生産設備は老朽化。

そのため、景気の回復及び構造改革推進に万全を期すべく、中小企業が行う前向きな設備投資を包括的に支援する中小企業投資促進税制について、適用期限を2年間延長する。

○現行制度の概要

・平成10年4月の総合経済対策において創設。現行措置は15年度末まで。

・中小企業者の取得する機械・装置等について特別償却（初年度30%）又は税額控除（7%）
（7%税額控除は資本金3千万円以下の法人のみ。リースの場合はリース費用総額の60%が税額控除の対象。）

○改正の内容

・適用期間を2年間延長（適用期限：平成17年度末まで）

【対象設備（延長後）】
（1）全ての機械・装置（取得価額160万円以上、リースの場合210万円以上）
（2）電子計算機、デジタルファクシミリ等の特定の器具・備品9種類（取得価額120万円以上、リースの場合160万円以上）
（3）普通貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）、（4）内航船舶（取得価額の75%が対象）

※ＩＴ投資促進税制、少額減価償却資産の特例措置の創設を踏まえ、器具・備品の取得・リース価額要件を20万円引き上げ

（参考：中小企業投資促進税制の効果）

中小企業投資促進税制は極めて活発に利用されており、本措置の適用期限の2年間の延長により、まだまだ安定感のない中小企業者の設備投資を下支えするとともに、我が国構造改革を支える中小企業者の生産性の一層の向上が見込まれている。

中小企業投資促進税制の利用状況

全体の44%の企業等が税制を利用

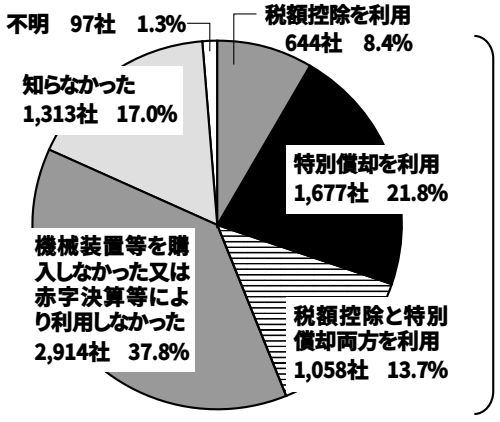

アンケート約30,000社のうち、有効回答7,703社（中小企業庁調べ（平成15年8月））

企業等の資金繰りや再投資に効果絶大

利用企業等のメリット　(%)

運転資金が確保できた	41.7
設備投資の為の資金が確保できた	28.1
借入金返済の為の資金が確保できた	13.7
グレードの高い設備を導入できた	13.4
その他	10.0
研究開発等の為の資金が確保できた	4.7

※複数回答

なお、今回の調査によれば7割の企業等が「設備投資に際し、本税制の存在を考慮」と回答

製造業の設備平均年齢（ヴィンテージ）の推移

製造業の設備平均年齢は平成3年以降一貫して上昇しており、生産性の低下が懸念される状況

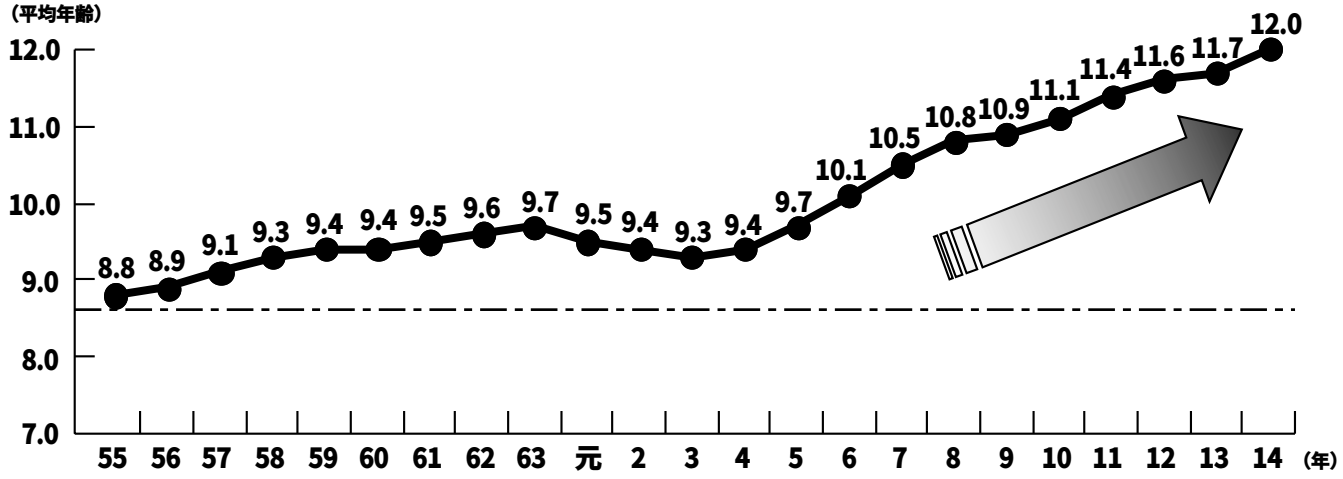

備考：設備平均年齢＝[（前期の平均年齢＋1）×（前期末の資本ストック－今期の除却額）＋今期の設備投資額×0.5]÷今期末の資本ストック

4．中小企業技術基盤強化税制における試験研究費の適用範囲の明確化

中小企業では、従業員が他の業務と兼務しながら研究開発に取り組むのが実態。

このように、限られた人的資源の中で試験研究に取り組まざるを得ない中小企業の実態を踏まえ、プロジェクトチームが組織される場合に、当該プロジェクトチームに参画する研究者の人件費について、税額控除の対象となり得る範囲を明確化。

○制度の概要

試験研究費の総額の15%（所得税、法人税額の20%を上限とする）を税額控除。

○今回の明確化の背景

税額控除の対象となる試験研究費のうち人件費については、「専ら」試験研究に従事していることが要件とされており、実務家の間では、他の業務と兼務しながら研究開発に取り組むケースは対象とならないと言われてきた。

○今回の対応（国税庁に対する文書照会により適用範囲を明確化）

試験研究以外の業務と兼務する者の人件費についても、税額控除の対象となる適用範囲を以下の（3）のように明確化（平成15年12月22日　中庁第1号、平成15年12月25日　課法2－27・課審5－25）。

以下のいずれかに該当する者は、「専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者」に該当。

（1）試験研究部門に属している者や研究者の肩書を有する者等の試験研究を専属業務とする者

（2）研究プロジェクトの全期間中試験研究に従事する者

（3）次の各項目のすべてを満たす者

①その研究者が研究プロジェクトチームに参加し、全期間ではないが、担当業務が行われる期間、専属的に従事すること

②担当業務が試験研究に欠かせないものであり、専門的知識が当該担当業務に不可欠であること

③従事期間がトータルとして相当期間（おおむね1ヶ月以上）あること（担当業務がその特殊性から期間的に間隔を置きながら行われる場合はその期間をトータルする）

④担当業務への従事状況が明確に区分され、担当業務に係る人件費が適正に計算されていること

兼務者が多い中小企業の試験研究の実態に対応した税制措置とすることにより、更なる中小企業の技術力の向上が期待される。

5．エンジェル税制の拡充

平成15年度税制改正により動きはじめたエンジェル投資の動きを更に加速すべく、証券会社（グリーンシート）や投資ファンドを通じた投資につき、ベンチャー企業としての要件を免除するなどの制度拡充を行うことにより、ベンチャー企業の資金調達に係る更なる円滑化を図る。

○改正の概要

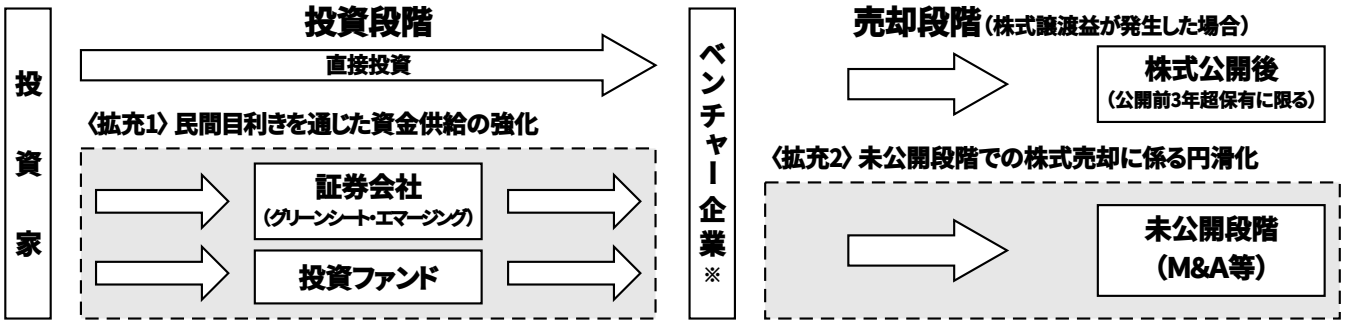

※直接投資の場合　①設立10年以内の中小企業者、②試験研究や事業化に係る費用を一定以上支出、③外部資本1／6以上、④大規模会社の子会社でない、⑤未上場・未登録会社

〈拡充1〉

●証券会社や投資ファンドを通じた場合、投資先企業に係る適用要件を免除（上記要件②及び③）

●投資ファンドの成功報酬・管理報酬が費用計上可能

〈拡充2〉

●M＆Aによる売却でも株式譲渡益の圧縮特例が適用されるように、株式保有期間を「取得時から3年超保有」に見直し

●非上場株式の譲渡益課税率を一律26%から20%に引下げ

○改正の効果

本改正により、**投資家約6,000名・投資額約70億円のリスクマネーが、ベンチャー企業約140社に対して毎年継続的に供給される見込み。**

制度創設以降6年間のエンジェル税制の実績（累積）

	投資家	投資先企業	投資額
合計	384名	24社	5.4億円

※平成15年12月現在

平成16年度税制改正の効果（今後の年間投資見込み）

	投資家	投資先企業	
証券会社経由	約5,400名	約50社	約30億円
投資ファンド経由	約600名	約90社	約40億円
合計	約6,000名	約140社	約70億円

※1 各種統計やヒアリング等をもとに経済産業省が推定
※2 平成15年度に動き出した3,000名・120億円の投資は、今後2～3年かけて顕在化を見込むため、上記の内数となる。

6．青色申告特別控除の拡充

厳しいデフレ下、リスクに弱く、納税負担等の面でしわ寄せの大きい個人事業者の置かれた状況に鑑み、青色申告特別控除を拡充する。

○青色申告特別控除制度の概要

・青色申告特別控除は、記帳水準の向上を趣旨としたもので、平成5年に創設。
・主に事業所得者又は不動産所得者を対象として、記帳水準に応じて所得控除を認めるもの。

	平成5年	平成10年	平成12年（現行）
正規の簿記の原則に従い記録している者	35万円	45万円	55万円
簡易な簿記の方法により記録している者（経過措置）	35万円	45万円	45万円
上記以外の者（所得額300万円以下の者等）	10万円	10万円	10万円

○改正の内容

・青色申告事業者の納税負担に鑑み、正規の簿記の原則に従い記録している事業者について、現行55万円の控除額を、65万円（＝給与所得控除額の下限）に引き上げる。
・なお、簡易な簿記の方法により記録している事業者に係る経過措置（控除額45万円）は廃止。
・いずれの措置も、平成17年分以後の所得税及び平成18年度分以後の個人住民税について適用。

7．その他の中小企業関連租税特別措置

◆中小・ベンチャー企業の欠損金にかかる特例措置の適用期限の延長

創業5年以内の中小企業及び中小企業経営革新支援法の承認事業者について欠損金の1年間の繰戻還付を認める措置の適用期限を2年間延長する。

◆特定の同族会社の留保金課税に係る課税停止措置の適用期限の延長

創業10年以内の中小企業、新事業創出促進法認定企業、試験研究費及び開発費が3%を超える中小企業に係る留保金課税の停止措置の適用期限を2年間延長する。
（なお、自己資本比率50%以下の中小企業を対象とした課税停止措置は平成17年度末まで）

◆商業施設等の特別償却制度（中心市街地活性化法関連）の適用期限の延長

中心市街地活性化法に基づいて各市町村において作成される基本計画に基づき、当該中心市街地において商店街振興組合等（一部対象事業者を見直し）が整備する店舗、駐車場、アーケードなどの商業施設等の特別償却制度（8%又は12%）について、適用期限を2年間延長する。

◆中小企業者の火災共済協同組合等の異常危険準備金制度の適用期限の延長

火災共済協同組合等が積み立てた異常危険準備金について、正味収入共済掛金の5%以下（通常2.5%）までの金額について損金算入を認める特例措置の適用期限を3年間延長する。

8．その他の関連税制

（1）確定拠出年金の拠出限度額の引上げ等

【改正の内容】

○確定拠出年金の拠出限度額の引上げ

		現　行	改正額
企業型	他に企業年金を実施していない企業	月額3.6万円	→ 4.6万円
	他に企業年金を実施している企業	月額1.8万円	→ 2.3万円
個人型	企業年金を実施していない企業の従業員	月額1.5万円	→ 1.8万円
	自営業者等	月額6.8万円から国民年金基金の掛金を控除した額（→現状維持）	

○少額資産者の中途引出しを容認

（Ⅰ）累計拠出額（金利含む）50万円以下であれば、加入期間を問わず個人型に移換したうえで中途引出を認める。

（Ⅱ）累計拠出額（金利含む）1.5万円以下であれば、個人型に移換せずに中途引出を認める。

○特別法人税の凍結継続

（2）固定資産税の負担水準の引き下げ

【改正の内容】

○　商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が法定された70%の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準60%から70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置を講ずる。なお、都市計画税についても同様の措置を講ずる。

情報連絡員スポットライト

和歌山県石油商業組合
事務局長
矢出　芳道 氏

～組合プロフィール～
昭和38年4月に設立　現在までの間に昭和48年10月の石油パニック、昭和52年の全給油所登録等々あり、現在組合員数は352名SS数は471ケ所です。

～業界近況について～
今、全国的にセルフSSの増加に伴い、当業界においても、過当競争等で組合員の経営が一層厳しくなっています。この時にこそ原点へ戻って組合の組織力でこの難関を乗り切るべく努力をしています。

～組合PR～
県下を8支部に分け、各SSでガソリンという日常生活には欠かせないものを各消費者の方々へ販売しており、不正軽油についても県警察等一体となり撲滅を目指しています。又、老人子供女性を対象にした“駆け込み110番”といった社会貢献事業も実施しています。

～ご自身の日常について～
今までは大病をしたことがなかったのですが、一昨年7月に大腸ガンの手術を受け、幸い初期だったのでよかった。改めて健康の素晴らしさを考えさせられました。
趣味については野球くらいです。

和歌山県食肉生活衛生同業組合
事務局長
西本　哲章 氏

～組合プロフィール～
昭和34年頃、環境衛生法により、飲食、理容、美容、氷雪、クリーニング、興行（映画館）、食肉の各環境衛生同業組合が設立されました。その一環として我が食肉組合（通称）が設立されました。平成13年に環境衛生法が装いも新たに生活衛生法に改称され、我が食肉組合（正式名、和歌山県食肉生活衛生同業組合）も改名し、組合員店舗の衛生水準の向上に貢献しております。

～業界近況について～
当業界は、O-157の発生、平成13年9月のBSE発生と受難が続き、特にBSEの発生から1年間ぐらいは、業界始まって以来の未曾有の経験を致し漸く落ち着いてきた昨年12月末の米国のBSEの発生により、またかと不安視しましたが、今回は今のところ大した騒ぎにならずにすんでいます。
今年12月1日より牛の個体識別番号の表示制度が義務付けられ、牛の生産履歴が明確になり、不明瞭な表示問題も明確になり安心して食べられる牛肉になっていくように食肉組合としては最重要課題として取り組んでいます。

～組合PR～
食肉業界は、BSE騒動以来業界大手の不正行為、偽装表示等により業界全体が社会的信用を失墜し、法遵守等言われています。これらのことを謙虚に受け止め、消費者との接点である組合員の店頭において、お肉の適正表示に努め信用の回復に努力しています。

～ご自身の日常について～
5年ほど前から糖尿病を患い、健康法として丹田呼吸法とほぼ毎日お城の周りを50分ほど散歩しています。休日早朝にお城の周りを歩くと色々な小鳥の鳴き声が聞こえて、近場にいい所があるなぁ。と楽しく歩いています。
趣味は、囲碁です。囲碁暦は25年ぐらいです。最近はインターネットを利用してパソコンでしていますが、囲碁は顔を見ながら、打つのが一番いいと思っています。

平成15年度新規

組合名	理事長	所在地	主な事業
紀州ねりもの協同組合	湯川靖也	和歌山県有田市宮崎町2302番地の6 TEL 0737−82−2756	魚介類および副資材の共同購買 外国人研修生の共同受入
のかみ商業協同組合	東　充康	和歌山県海草郡野上町下佐々552番地 TEL 073−489−3260	商品券の発行 販売促進事業
日高川花生産協同組合	小池　守	和歌山県御坊市野口字生池543番地 TEL 0738−24−3435	組合員の生産する花きの共同販売 事業に必要な副資材の共同購入 外国人研修生の共同受入
和歌山ＬＰガス保安センター協同組合	西本年毅	和歌山市福島178番地の14 TEL 073−453−4526	組合員の事業に必要な共同保安業務 組合員の委託を受けて行う設備工事
アパレル龍協同組合	下元廣光	和歌山県那賀郡岩出町大字新田広芝263番地の6 TEL 0736−62−6531	副資材の共同購買 外国人研修生の共同受入
和歌山ＬＰガス保安センター那賀協同組合	嶋　作視	和歌山県那賀郡岩出町大字高瀬141 番地 TEL 0736−62−7820	組合員の事業に必要な共同保安業務及びそれに伴う付帯工事
和歌山ＬＰガス紀北保安センター協同組合	米阪正樹	和歌山県橋本市東家3丁目557番地の1 TEL 0736−32−8212	組合員の事業に必要な共同保安業務及びそれに伴う付帯工事

加入組合の紹介

資格業種	設立の目的
水産練製品製造業	有田地方の水産加工業者が一致団結。組合員の経済的地位の向上を図り、更なる発展を目指します。
小売業、飲食店又はサービス業	商品券の発行事業、共同広告宣伝を中心とした販売促進に寄与する事業及び教育情報提供事業等の各種事業を通じ、組合員の経済的地位の向上を図り、地域の総合的発展に寄与する。
花き作農業及び花卸売業	花き類の輸入増加による価格競争に対処するため、流通経路の簡略化、副資材の共同購入によるコスト削減を図る。
液化石油ガスの小売業を行い、かつ給排水・衛生設備工事業、空調設備工事業、その他管工事業のいずれかの事業を行う事業者	和歌山市内のプロパンガス販売事業者が力を合わせ、保安業務とガス関連設備の設置工事を共同で行うことにより、ガスによる災害の防止、消費者との更なる信頼関係の構築並びに組合員の経済的地位の向上を図ることを目的に設立。
ニット製品製造業	組合員の取り扱う消耗品（縫糸、ミシン油、針等）の共同購買事業を行うことにより経営の一層の合理化を図るとともに、アジア諸国からの研修生受け入れ、技術移転をはかることにより縫製業者が海外進出を図ることを目指す。
液化石油ガス小売業、液化石油ガス小売業及びガス管工事	保安業務の共同化により、ガス災害防止を図り、消費者との更なる信頼関係の構築を図る。
液化石油ガス小売業、液化石油ガス小売業及びガス管工事	保安業務の共同化により、ガス災害防止を図り、消費者との更なる信頼関係の構築を図る。

新規加入組合

組合名	理事長	所在地	主な事業
紀北環境事業協同組合	大瀧近人	和歌山県那賀郡打田町大字田中馬場127番地の7 TEL 0736−77−7449	消耗品の共同購買
国際工研協同組合	高田正次	和歌山市宇田森45番地 TEL 073−461−3557	組合員の事業に必要な副資材の共同購入 外国人研修生の共同受入
ひまわりベンダー企業組合	小泉　博	和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1286番地 TEL 0737−62−2211	自動販売機による清涼飲料水の販売
ハート運輸企業組合	中村繁幸	和歌山県橋本市古佐田3丁目5番18号 TEL 0721−63−2179	一般貨物自動車運送事業
和歌山競輪選手ＯＢ企業組合	山本博章	和歌山市吹屋町3丁目42番地 TEL 073−424−9570	競輪の普及宣伝
日高互助会企業組合	川口明美	和歌山県日高郡日高町高塚623番地の5 TEL 0738−63−3611	葬儀業
紀州森の恵み企業組合	松原直也	和歌山県西牟婁郡すさみ町見老津4番地 TEL 0739−85−2288	山林の伐採並びに木炭・木製品の製造販売 果樹・花き作の栽培 内水面の養殖
（任意組合）和歌山県自転車防犯登録協会	太田好昭	和歌山市美園町2丁目154番地 TEL 073−422−1216	防犯シールの発行

新規加入組合

資格業種	設立の目的
産業廃棄物収集運搬業	企業間連携を深め、安全で衛生的な住みやすい地域づくりに貢献すること
織物製外衣・シャツ製造業、とび・土工・コンクリート工事業、耕種農業を行う事業者	外国人研修生を受け入れることにより、組合員の技術の提供・指導を行い、近い将来海外進出を目指す際の足がかりと活路を開くことを目的とするものです。
清涼飲料水の販売	一次代理店との取引条件の改善
一般貨物自動車運送業	一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、物流の合理化、経営システムの改善を図ることを目的としています。
元競輪選手であって競輪の普及宣伝を行う者	任意団体として活動してきたが、今後更に事業の拡大を図り、施設の保安警備等の事業展開を図ります。
葬儀業を行う者	任意団体として活動してきたが、今後斎場の運営管理や食料品の販売等の事業展開を図るため。
木炭・木製品製造業	Ｉターン者、並びに地元住民が結集し、和歌山を代表する備長炭の製造を主に間伐材の有効利用による木工製品、果樹・花き作、養殖事業を展開。
自転車小売業	和歌山県公安委員の委託を受けて、自転車の盗難防止に協力するため。

会員だより

ＪＲ駅前でキャンペーン
～和歌山たばこ商業協同組合～

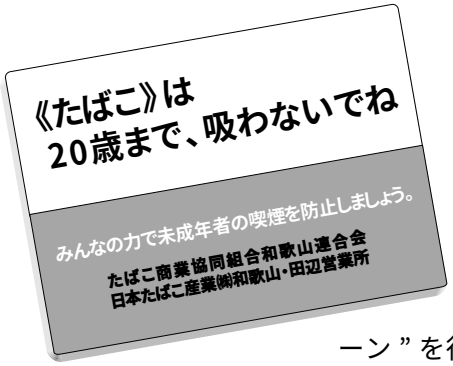

2月4日（水）この日が立春とはいえ厳しい寒さの中、ＪＲ和歌山駅で“未成年者喫煙防止キャンペーン”を行ったのは、和歌山たばこ商業協同組合です。

早朝のラッシュ時、通学途中の学生たちに「たばこはハタチになるまで吸わないで」と印刷されたティッシュを配布しました。

たばこ商業組合では、年間を通じて、これらのキャンペーン活動の他、和歌山城などの清掃を行うクリーンキャンペーンも実施しています。

和歌山たばこ商業協同組合
TEL：073－424－7206

小企業者組織化特別講習会開催
～和歌山県自動車車体整備協同組合～

2月1日（日）、マリーナシティわかやま館にて和歌山県自動車車体整備協同組合を対象に、小企業者組織化特別講習会を開催しました。

office PtoA 代表　稲垣友美氏を講師に迎え、「接客応酬話法について」と題し、あいさつや立ち居振る舞い、接客・電話応対マナー等について説明がありました。

出席者は講師のすぐに始められる実践的なアドバイスからヒントを得ようと熱心に聞き入っていました。

和歌山県自動車車体整備協同組合
TEL：073－433－4057

建具・資材大売り出し開催!!

2月7日（土）、ルミエール華月殿において、和歌山県建具事業協同組合による、「建具・資材大売り出し」が開催されました。

毎年行われているこの即売会は、今まで組合内での開催でしたが、5回目となる今回はペルーの中南米民族音楽の生演奏を聞きながらのイベント形式での開催となりました。

ドアや襖の部品、部材などが通常より安く手に入るとあって、会場に詰めかけた約80名の参加者は、ペルーの情熱溢れる音楽に元気をもらい、まさに熱気溢れる大商いとなりました。

和歌山県建具事業協同組合
TEL：073−422−3957

建具・資材大売り出し開催!!

2月7日（土）、ルミエール華月殿において、和歌山県建具事業協同組合による、「建具・資材大売り出し」が開催されました。

毎年行われているこの即売会は、今まで組合内での開催でしたが、5回目となる今回はペルーの中南米民族音楽の生演奏を聞きながらのイベント形式での開催となりました。

ドアや襖の部品、部材などが通常より安く手に入るとあって、会場に詰めかけた約80名の参加者は、ペルーの情熱溢れる音楽に元気をもらい、まさに熱気溢れる大商いとなりました。

和歌山県建具事業協同組合
TEL：073−422−3957

農機の展示即売会開催

～和歌山県農業機械協同組合～

2月19日（木）和歌山競輪場において、恒例となった第8回中古農業機械の展示即売会が開催されました。

田植機やバインダー、トラクター、コンバインなど農業には欠かせない様々な機種が会場いっぱいに並べられました。

出展総数は80台で、新機種も同時に展示され、1日限りの展示会とあって朝9時のオープンから早くも大勢の関係者で賑わいました。

和歌山県農業機械協同組合
TEL：073－471－2003

WAKAYAMAテクノフォーラム2005開催

～和歌山県機械金属工業協同組合～

2月27日（金）ホテルグランヴィア和歌山においてＷＡＫＡＹＡＭＡテクノ・フォーラムが開催されました。

来春卒業予定の理工系学生を対象に、地元の産業機械業界の有力企業13社から、経営者と人事担当者が出席、和歌山に魅力的な企業があることをアピール。

約100名の学生参加者は、企業の人事担当者と個別に面談。ふるさと企業の着実な技術力と未知に対する期待と魅力に改めて関心を抱き、熱心な質疑が交わされていました。

青年中央会だより

組合青年部講習会開催

1月24日（土）ホテルグランヴィア和歌山において（有）志ネットワーク　代表 上甲晃氏を招き、「今経営者にもとめられるもの」というテーマで組合青年部講習会を開催しました。松下政経塾で塾頭を務めた経験を活かし、経営者の立場に立っての上甲氏の講演は、「現在の不況や業績低下は逆に考えれば、自己反省の最大のチャンスであり、自己反省を厳しくすれば、次の飛躍に必ずつながり、いつも道は無限にあり、無限の道を見つけていくことが経営者の本分である。」といった内容でした。青年部員の中には「経営に関してすべての責任は自分にある」等の声もあり、非常に充実した講演でした。

和歌山県機械金属工業協同組合
TEL：073－433－1277

中央会だより

「中央会わかやま」編集委員会開催

2月24日（火）ホテルグランヴィア和歌山において当会活性化情報誌「中央会わかやま」の編集委員会議を開催しました。

5名の編集委員の方々より、平成15年度発行の「中央会わかやま」についての様々なご意見を伺い、今後の取材・編集に反映させていこうというもので、今年度第2回目の開催。

又、随時実施しているアンケート調査の集計結果もふまえて、「中央会わかやま」に対する会員の方々のニーズを的確に把握し、新年度の目標課題とさせていただきます。

本誌「中央会わかやま」に関するアンケート集計結果

本誌12月号にてご協力をお願いしました「中央会わかやま」に関するアンケート調査は、皆様のおかげをもちまして、次のような回答をいただきました。

Q1　今月号で興味のあった記事は？

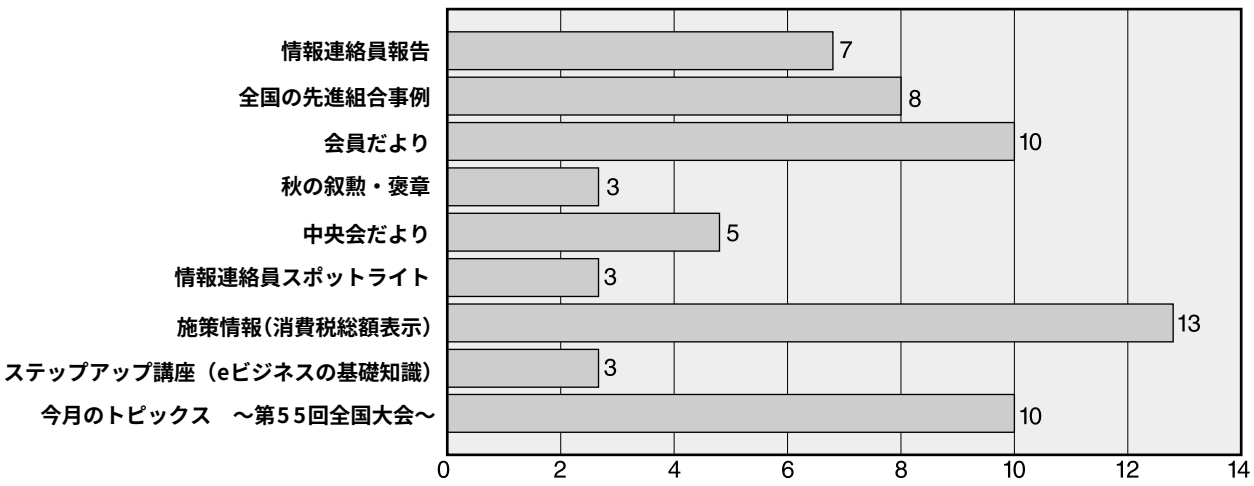

《編集委員氏名》

和歌山県商工労働部商工振興課商業振興班長
藤森　弘之 氏

商工組合中央金庫和歌山支店営業企画課長
森川　浩伸 氏

（財）社会経済研究所主任研究員
黒川　久生 氏

中小企業診断士・税理士
藤島　　満 氏

和歌山県機械金属工業協同組合事務局長
中西　敏仁 氏

Q2　中央会わかやまの誌面づくりについて

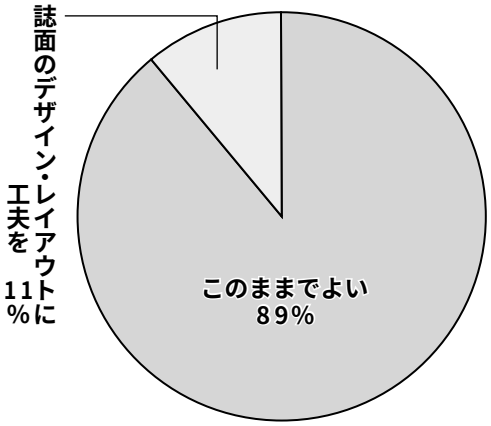

Q3　中央会わかやまへの要望

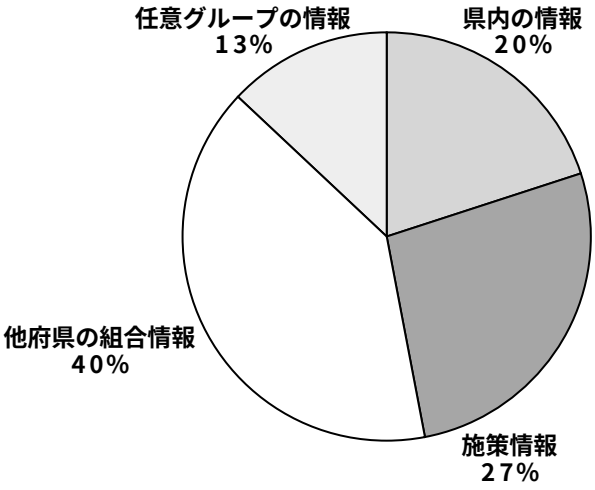

〔その他のご意見〕

① 誌面のレイアウト上の工夫として、漫画・イラスト等を入れては？
② 部分的にカラー印刷にできないのか？
③ 施策情報の中で、厚生労働省、従業員に関する行政の情報を取り上げてほしい
④ 県内進出企業の紹介（発注企業／製造業等の紹介）
⑤ 青年部会（中央会、県内組合、任意グループ）の活動実態
⑥ 元気な企業・組合等の紹介
⑦ 助成金・補助金・融資制度の紹介
⑧ 県内企業の活動状況、各組合の取り組み方
⑨ 組合員減少などの状況下での、各組合事務局の運営方法等を知りたい

本調査結果を参考に、今後もより良い誌面づくりを目指します。
ご協力ありがとうございました。

全国の先進組合事例

笑顔とふれあい、個性を尊重した家庭的な介護で自立生活支援を

企業組合巣南グループホーム

●所　在　地　〒501-0322
岐阜県本巣郡巣南町古橋
1357番地の1
●電 話 番 号　058-328-6201
●F　A　X　058-328-6201
●設　　立　平成14年2月
●組 合 員 数　9人
●出　資　金　280万円
●地　　区　―
●主 な 業 種　痴呆対応型共同生活介護
●組 織 形 態　集中型企業組合
●専 従 理 事　3人
●組合専従者　7人
●U　R　L　―

地域社会福祉のため、痴呆対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の運営を企業組合で実施。組合員（介護者）が一致団結し、生きがいをもって痴呆症高齢者の介護にあたる。

■背景と目的

平成12年4月に、介護を社会全体で支え、利用者の希望や人格を尊重した総合サービスが受けられる仕組みとして「介護保険制度」が創設された。しかし現在のデイサービスセンターや在宅介護支援センターなど、高齢者や障害者に対する福祉サービスの提供施設は、未だ充分とは言えない状況にある。そのため、理事長の妻が中心となり、過去の経験を活かし、小規模で家庭的な温もりのある介護を行うグループホームの設置・運営に取り組んだ。

■取り組みの内容

グループホーム開所にあたり、県の指定を受けるためには、法人格を取得する必要がある。その形態について岐阜県中央会に相談し、各々の条件等を検討した結果、少額な資本かつ少人数で設立が可能な企業組合を設立することにした。平成14年4月のグループホーム開所に向け、理事長宅を増改築し、同年3月には、県の指定を受けた。現在、重度の介護を要する要介護3の3人（男性1人、女性2人）が入所し、共同生活の中で、野菜作りや生け花等を行い、それぞれの能力に応じて自立した生活を送れるよう支援を行っている。運営にあたっては、県や町役場の福祉課などの各関係機関に施設のＰＲや入所者斡旋を依頼し、協力を得ている。また、協力医療機関として、近隣の医院（内科・歯科）や総合病院等とも提携している。

■成果

組合員自らが組合の従業員となって働くという「企業組合」は、生きがいをもって、社会のために奉仕したいという組合員の志と一致しており、理事長自らも夜勤を分担するなど、組合員（介護者）が一致団結、順調に運営されている。現在3人しかいない入所者を増やすことが近々の課題ではあるが、小規模なグループホームならではの心の通った温かい人の手による配慮や手助けにより、入所者の満足と安心感をより高める介護が行われ、入所者やその家族からの喜びの声が寄せられている。また、近隣住民からも暖かい応援がある。

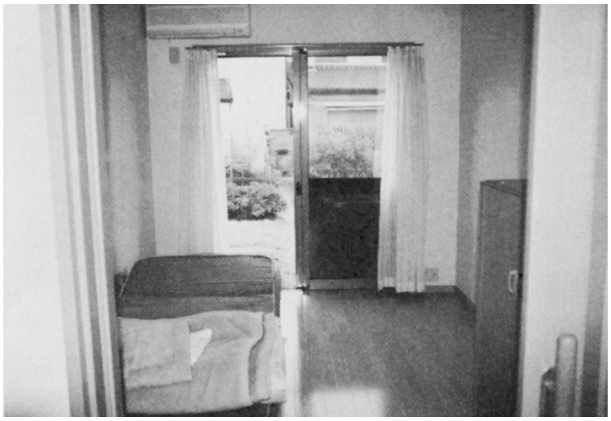

若者の情熱が呼び戻した賑わいと感動のある商店街と街

甲南本通商店街振興組合

●所　在　地　〒658-0084
兵庫県神戸市東灘区甲南町
3丁目6番22号
●電 話 番 号　078-411-1601
●F　A　X　078-411-1606
●設　　立　昭和35年12月
●組 合 員 数　45人
●出　資　金　3,295万円

●地　　区　甲南町
●主 な 業 種　小売・サービス業等
●組 織 形 態　商店街組合
●専 従 理 事　ー
●組合専従者　1人
●U　R　L　http://www.
konan-nigiwai.com/index.html

商売人が元気になれば街や商店街は活性化すると若手メンバーが立ち上がり、地域住民と一体となった活動のネットワークを構築、市内で最も活性化したモデル商店街を実現した。

■背景と目的

厳しい経営環境の中で商店街が生き残るためには、商店街だけの活動では限界があると、商店街の若手メンバーが結集し立ち上がり、地域住民を巻き込んでの地域活性化ネットワークづくりに着手した。住民とのふれあう機会を増加させる中で、地域の人々との信頼の絆づくりを行い、組合員や組合の業績向上を図ることを目的としている。

■取り組みの内容

従来からの商店街組織と連携させつつ、若手中心の活性化委員会を発足させた。「甲南にぎわいフェスタ委員会」は、商店街のアーケードをドームに見立て神戸らしい上品さを持ちながら、下町の人情味も併せ持つ楽しいイベントの開催を担当する。「賑わいネット委員会」は、インターネットで地域の情報を満載、生活に役立つ情報を提供したり地域のボランティア活動を紹介している。また、甲南大学起業家研究会との交流では、期間限定のチャレンジショップの運営や催事で、地域の活性化や街づくりを推進している。さらに若手メンバーが企画したイベントの成果から生まれた新しい街づくり団体「甲南きらめき委員会」が中心となって、子供から大人・お年寄りまで、様々な人が集まり、楽しく賑わう街づくりを展開している。

■成果

商店街や街が賑やかになれば商売人も元気になるし、地域の繁栄にもつながる。若者の団結と強いリーダーのもとで、市内で最も活性化し感動のある商店街として、高い評価を受けるとともに、行政や関係団体の新しい施策のモデル商店街として広く認知されている。さらに地域のボランティア活動を側面から支え、地域の人々との信頼の絆づくりを実現した。この実績をもとに市内のやる気のある商店街との連携を図る一方、情報化事業の一層の推進や地域顧客とのコミュニケーションの確立など、新しい形の地域活性化と街づくりを目指している。

“U（YOU）－コミュニケーション”の実現に向けて！

愛媛県中古自動車販売商工組合

●**所在地**　〒791-0242
愛媛県松山市北梅本町甲57番地
●**電話番号**　089-976-4050
●**FAX**　089-976-4063
●**設立**　昭和53年4月
●**組合員数**　201人
●**出資金**　107,200万円
●**地区**　松山市
●**主な業種**　中古自動車販売業
●**組織形態**　非産地型商工組合
●**専従理事**　1人
●**組合専従者**　8人
●**URL**　http://www.ju-car.net/ehime/

U（ユニオン「組合」・ユーズド・カー「中古車販売会社」・ユーザー「消費者」）の3者がITを活用した情報共有システムによりサービス・コミュニケーションを実現した。

■背景と目的

当業界は、消費者の中古自動車購入方法の多様化や民間の大規模中古車販売業者の台頭により、競争が激化しており、組合のオークション事業は厳しい状況に晒されている。その打開策として、インターネットを活用した新しい販売方法を確立することになった。

■取り組みの内容

平成12年度以降、ITを活用した新しい販売ツールの調査・研究を重ね、平成14年度に「インターネットを活用した情報提供・在庫共有化」システムを完成させた。同システムは、インターネットを活用し、消費者あるいは組合員にリアルタイムで中古車情報を提供するものである。また、組合員の所有する在庫情報を共有化し、多くの車両を消費者に提供している。

■成果

信頼度の高いJU組織が対応していることもあり、今日まで県内外から多くのアクセスがあるが、今後、勝ち残っていくためには、啓蒙・普及活動を続け、新たな組合員の参加を促すとともに、広報活動を通じ当サイトの認知度を高める必要がある。

年中、毎週金・土曜日、得意客と堪能するナイトバザール

武雄市松原商店街振興組合

●**所　在　地**　〒843-0024
佐賀県武雄市武雄町大字富岡
7789番地
●**電 話 番 号**　0954-23-9682
●**F　A　X**　0954-23-9682
●**設　　立**　平成4年3月
●**組 合 員 数**　45人
●**出　資　金**　45万円
●**地　　区**　武雄市
●**主 な 業 種**　小売業、飲食業
●**組 織 形 態**　商店街組合
●**専 従 理 事**　－
●**組合専従者**　1人
●**U　R　L**　http://www.matsubara-mall.jp

ショッピングモールへの転換を目指し、個店レベルの改革を中心に取り組んできた事業の成果を集大成させ「買い物を堪能する場所・時間」として提供している。

■背景と目的

平成11年、佐賀県の補助事業を利用して「統一したイメージによるファサード整備」を実施したのを機に、個店の内装、品揃えなどを「モール内に立地し、モール機能を分担するテナントショップ」に転換する事業に取り組んできた。平成13年にはモールへの転換の第一段階が終わり、販売促進活動を推進すべき時機が到来したものと判断、ナイトバザールを実施することとなった。

■取り組みの内容

1年を通じて毎週金・土曜日の夜8時から11時の間、「おもてなしナイトバザール」と銘打って、「商店街の夜を堪能する」おもてなしを各店舗ごとに企画している。企画の内容は、催事のほか、それぞれの専門店ならではの知識や技術を提供する「生活堪能術」教室が好評を得ている。各参加者は自店の取組み（品揃え、催し）を実行委員会に報告、委員会はそれをまとめて「今週のおもてなしご案内」としてホームページに掲載するとともに、「おもてなし一覧」を作成し、旅館などに配布、宿泊客への訴求を依頼している。

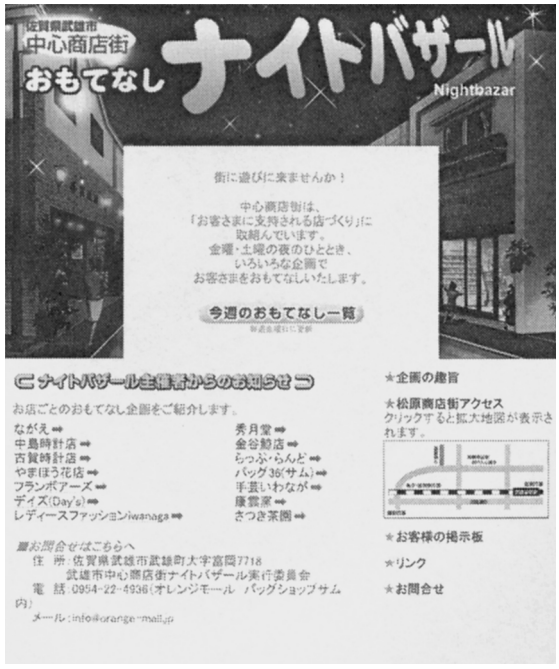

■成果

この事業の成功により、活性化の方向である「ショッピングモールへの転換」が正しい選択であることが実証された。さらに、この事業の成果を通常の営業時間における「ラグジュアリィ・ニーズ＝自分らしく作りあげたい生活から生まれるニーズ」に対応するためのノウハウも蓄積されている。今後は、経営内部の事情などで参加を見合わせている組合員が参加できるように条件を整備していく。

情報連絡員報告

1月分

ＤＩ（ディフュージョンインデックス）値
ＤＩ値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。
ＤＩ値＝増加（好転）割合　－　減少（悪化）割合
ＤＩ値＞０　…　景気上向き
ＤＩ値＝０　…　景気横ばい
ＤＩ値＜０　…　景気下向き

業界景況／前月比

業界景況に変化なし

前年同月比の景気動向

増加・好転⇧　不変→　減少・悪化⬇

業種＼項目		売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
製造業	食料品	⬇	⬇	→	⬇
	繊維同製品	⬇	⬇	⬇	⬇
	木材木製品	⬇	⬇	⬇	⬇
	印刷	⬇	⬇	⬇	⬇
	化学ゴム	→	→	→	⇧
	窯業土石製品	→	→	→	→
	鉄鋼金属	⇧	⬇	→	⇧
	その他	⇧	⬇	→	→
非製造業	卸売業	→	⬇	⬇	⬇
	小売業	⬇	⬇	⬇	⬇
	商店街	⬇	⬇	⬇	⬇
	サービス業	⬇	⬇	⬇	⬇
	建設業	⬇	⬇	⬇	⬇
	運輸業	⬇	⬇	→	⬇
ＤＩ値		－37.5	－62.5	－37.5	－52.5

（情報連絡員40名のうち回答数40名　回答率100％）

総　評

前年同月比における「業界景況」判断指数（ＤＩ値：景気動向指数）は、マイナス52.5ポイントであり、同12月調査と比べて変化はなかった。

同12月調査と比べ、「売上高」は17.5ポイント悪化、「収益状況」は12.5ポイント悪化、「資金繰り」は不変だった。

1月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は13名、「悪化」との回答は24名で、「好転」との回答は3名であった。

年間DI値（前年同月比）の推移

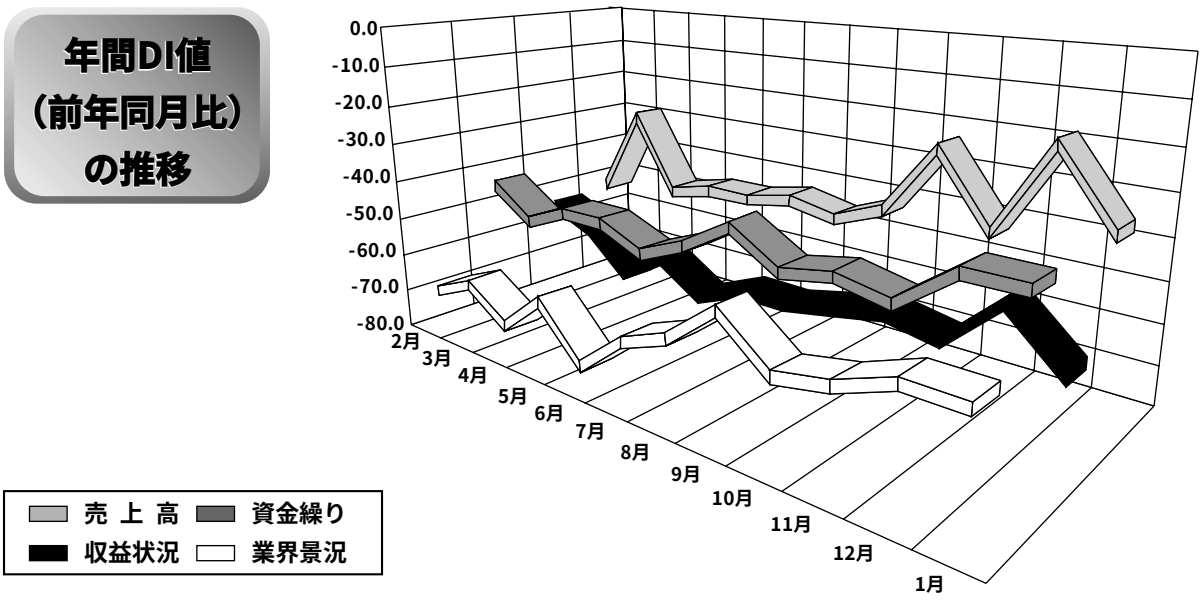

製造業

食　料　品	デフレ現象、個人消費の低迷等地方での景気回復の様子は見受けられず、梅の開花時期が迫ってもまだまだ業界にあっては厳しい状況です。消費税総額表示について啓蒙。（梅干）
繊維・同製品	昨年夏以降上昇した原材料価格も少し下がり、安定してきているが、春夏物受注に活気がなく、一部商品に片寄っているため、産地全体としての景況は良くない。（ニット）
	当産地はこれから暇な時期であるが、2月以降の企画等の商談件数が今シーズンの目安となるので、気になるところである。（織物）
木材・木製品	先月同様ドア関係の受注はマンションに集中している。受注単価は相変わらず厳しい。（建具）
	銀行の担保評価が下がって、段々と融資条件が厳しくなってきました。（建具）
窯業・土石製品	地区によりバラツキがあり、出荷量の減少傾向は続いているが、県全体としては、ほぼ昨年度並みで推移している。（生コン）

非製造業

小　売　業	米国のBSE発生による輸入停止措置は、徐々に国内卸相場に影響している。（食肉）
	丸正跡地の再利用に伴い、ぶらくり丁周辺の再生・都市計画について論じられている。集客力がなくなり、事業所の撤退が続いている現状の中で、市のポリシーは託児所の設置、他府県からの企業誘致に努めることらしい。今まで活性化を図るということで無駄な税金を投じてきた。市民、消費者がNOと決めた場所には、中途半端な施策では人は集まらないし、事業者も来ない。本町・城北・雄湊・広瀬・大新地区の定住者を増やすことが先決だと思う。定住者増加を図るポリシーがほしい。（和歌山市）
	1月のバーゲン月も前年より客足が悪かった感じです。商店街の悪い情況は未だ止まりそうにありませんが、昨年より空き店舗対策事業で青年部が実施している「びっくり箱」の名称で一般消費者から不用品や趣味で作った品を出している事業が大変好評を得ています。これも現在のニーズに合っているのかと商店街でも少々注目しているところです。（田辺市）
サービス業	旅行者ニーズの変化で、多くの観光地のテーマパーク・大型リゾート施設等が完全に飽きられ、新たな見直し議論が求められています。紀州が誇る「高野・熊野」世界遺産を原動力に、当業界の基本構想について体質改革に目覚めて、ステップアップすべき年にしたい。（旅館）
	対前年同月比で、宿泊人員（105.3%）、総売上料金（104.8%）、1人当たり消費単価（99.4%）、総宿泊料金（99.3%）、1人当たり宿泊単価（94.3%）。1月の宿泊人員で見ると、15年は68,953人、16年は72,631人で3,678人の増（＋5.3%）である。（白浜旅館）
	自動車の販売台数・車検台数が少し上昇しました。（田辺自動車）
運　輸　業	年末の反動でこの月の荷動きは大変悪い状態である。特に今年は悪い。（和歌山市）

組合決算期の諸手続

多くの組合が3月末に決算期を迎えます。
定款に沿った会計処理や総会準備、税務申告など様々な事務手続きが目白押しです。
そんな決算期に必要な諸手続を、モデル書式として掲載しました。

通常総会招集通知書

平成　　年　　月　　日

殿

組合名
代表者名

第　　回通常総会招集通知書

時下　益々ご清栄の段お慶び申し上げます。

このたび下記により通常総会を開催いたしますから是非ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席ができず定款第　条の規定により、下記目的事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使されようとする場合は、同封の委任状用紙又は書面議決書に必要事項をご記入、ご捺印の上、　月　日迄に到着するよう郵送又は直接提出して下さい。

なお、委任状については総会当日代理人が持参されても結構です。

記

1．開催日時 平成　　年　　月　　日　　時
2．開催場所
3．議　　案
　第１号議案　　年度決算関係書類承認の件
　第２号議案　　年度事業計画及び収支予算設定の件
　第３号議案　加入金徴収の件
　第４号議案　賦課金の額及びその徴収方法決定の件
　第５号議案　借入金残高の最高限度決定の件
　第６号議案　１組合員に対する貸付金額及び債務保証の残高の最高限度決定の件
　第７号議案　役員報酬決定の件
　第８号議案　役員選挙の件
　第９号議案　その他

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

○ ○組合　御中

組合員住所
氏　　名

委　　任　　状

私は○○○を代理人と定め下記の権限を委任します。

１．　平成　年　月　日開催の第　回通常総会に出席し、議決権（及び選挙権）を行使する一切の件
　総会続行又は延期の場合も同じ。

通常総会次第

通 常 総 会 次 第

1．開　　会
1．出席者数確認
1．理事長挨拶
1．議長選任
1．議　　事
　第１号議案　　年度決算関係書類承認の件
　第２号議案　　年度事業計画及び収支予算設定の件
　第３号議案　加入金徴収の件
　第４号議案　賦課金の額及びその徴収方法決定の件
　第５号議案　借入金残高の最高限度決定の件
　第６号議案　１組合員に対する貸付金額及び債務保証の残高の最高限度決定の件
　第７号議案　役員報酬決定の件
　第８号議案　役員選挙の件
1．閉　　会

総会議決事項

		総会議決事項
法定議決事項	特別議決	(1) 定款の変更 (2) 事業の全部の譲渡 (3) 組合員の除名 (4) 組合の解散又は合併 (5) 組合員の出資口数に係る限度の特例 (6) 新設合併の場合における設立委員の選任
	普通議決	(7) 規約の設定､変更又は廃止 (8) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更 (9) 経費の賦課及び徴収の方法 (10) 団体協約の承認 (11) 役員の改選請求の同意 (12) 決算関係書類の承認 (13) 清算人の選任
任意議決事項	普通議決	(14) 借入金残高の最高限度 (15) 組合員に対する貸付け又は債務保証の残高の最高限度 (16) 役員の報酬 (17) 過怠金 (18) 加入金 (19) 剰余金の配当 (20) その他定款で定める事項

通常総会議事録

組合第　　回通常総会議事録

1．招集年月日　平成　　年　　月　　日

1．開催日時　平成　　年　　月　　日　　時

1．開催場所

1．組合員総数　　名

1．出席組合員数　　名　内訳　本人出席　　名
委任状出席　　名

1．議長選任の経過

定刻に至り司会者　　開会を宣し、本日の総会が定足数を満たしたので有効に成立せる旨を告げ、議長の選任方法を諮ったところ、満場一致をもって　　議長に選任せられ就任した。続いて議長より挨拶の後議案の審議に入る。

1．　議事の経過の要領及び議案別の議決の結果

第１号議案　　年度決算関係書類承認の件

議長は理事　　をして　　年度（自　　年　　月　　日　至　　年　　月　　日）における当組合の事業状況並びに決算状況を下記の書類を提出して詳細に報告させた。

１．事業報告書
１．財産目録
１．貸借対照表
１．損益計算書
１．剰余金処分案（損失処理案）

次いで監事　　は上記の書類を綿密に調査したところ、いずれも正確かつ適正であることが認められた旨を報告した。

議長よりこれら決算関係書類の承認について議場に諮ったところ、満場異議なくこれを承認した。

第２号議案　　年度の事業計画及び収支予算設定の件

議長は　　をして　　年度の収支予算案及び事業計画案を詳細に説明させた後、その可否を議場に諮ったところ、満場一致別冊原案通り可決決定した。

第３号議案　加入金徴収の件

加入金額については慎重審議の結果金　　円を徴収することに満場異議なく可決決定した。

第４号議案　賦課金の額及びその徴収方法決定の件

議長は原案として、賦課金の額を１組合員１ヶ月　　円とし、毎月　日迄当組合事務所へ納入することとしたい旨諮ったところ、一同異議なく原案通り可決決定した。

第５号議案　借入金残高の最高限度決定の件

議長は原案として、借入金残高の最高限度を　　円としたい旨諮ったところ、満場一致原案通り可決決定した。

第６号議案　１組合員に対する貸付金額及び債務保証の残高の最高限度決定の件

議長は原案として、１組合員に対する貸付金額及び債務保証の残高の最高限度を　　円としたい旨諮ったところ原案通り満場異議な

く可決決定した。

第７号議案　役員報酬決定の件

議長は第7号議案を上程、原案として代表理事月間　　円といたしたい旨諮ったところ、一同異議なく原案通り可決決定した。

第８号議案　役員選挙の件

議長より　　年　　月　　日就任の当組合の役員全員が　　年　　月　　日をもって任期満了したので（辞任されたので）これが改選の必要がある旨を述べその後任者の選出方法を如何にするかを一同に諮りたるところ「選考委員による指名推選の方法によること、選考委員は　名位とし、議長の指名によられたい」との発言あり、一同これに賛成したので、議長は　　、　　、　　、の　名を選考委員に指名し一同に了承を求めたところ、全員異議なく賛成した。

議長は選考委員会開催中本会議を休憩する旨宣し、選考委員は別室において理事　名、監事　名の選考に入った。

委員会が終了したので議長は本会議の再開を宣し、委員会の結果の発表を求めた。

選考委員を代表してその結果を次の通り発表した。

理　事
同
同
監　事
同

議長はただ今の発表に異議なきかを一同に諮ったところ、一同異議なく満場一致可決決定した。

（選挙の方法の場合）

定款第　条による連記式無記名投票の結果、次の者が当選し、それぞれその就任を承諾した。

理　事
同
同
監　事
同

（注）役員の定数について定款変更した場合には（当選者は全員定款変更の認可書が到達した日をもって就任することを承諾した。）と書き替える。

以上をもって本日の議案の全部の審議を終了したので議長は閉会を宣した。時に　　時　　分であった。

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため議長並びに出席理事全員次に記名捺印する。

平成　　年　　月　　日

協同組合

議　　長　　印
代表理事　　印
理　　事　　印
同　　印
同　　印

理事会議事録

理事会議事録

１．招集年月日　　平成　　年　　月　　日
１．開 催 日 時　　平成　　年　　月　　日　　時
１．開 催 場 所
１．理 事 総 数
１．出席した理事の氏名
１．欠席した理事の氏名と理由　（病気、出張中）
１．議事の経過の要領及び議案別の議決の結果

定款の規定により理事長　　議長に就任、直ちに議案の審議に入る。

第１号議案　代表理事（理事長）、副理事長及び専務理事選任の件

一同互選の結果次のとおり決定、当選者は即座にその就任を承諾した。

代表理事（理事長）
副理事長
専務理事

第２号議案　顧問委嘱の件

一同審議の結果　　を顧問に委嘱することに決定した。

以上をもって議事終了したので議長は閉会を宣した。

時に　　時　　分であった。

上記議事の経過を明確にするため議長並びに出席理事議事録を作成し次に記名捺印する。

平成　　年　　月　　日

協同組合

議長、代表理事(理事長)　　印

副理事長　　印

専務理事　　印

理　　事　　印

同　　印

役員変更届書（所管行政庁へそれぞれ提出）

平成　　年　　月　　日

和歌山県知事　殿

組合の住所および名称

組合を代表する理事の氏名　　㊞

中小企業等協同組合役員変更届書

中小企業等協同組合法第35条の２の規定により中小企業等協同組合の役員の変更を別紙の変更した事項を記載した書面その他の必要書類を添えて届け出ます。

平成　　年　　月　　日

和歌山県知事　殿

協業組合
商工組合
商工組合連合会　の名称

住所

協業組合
商工組合
商工組合連合会　を代表する理事の氏名　　㊞

役員の氏名（住所）変更届出書

役員の氏名（住所）に変更がありましたので、中小企業団体の組織に関する法律第５条の23第３項（第47条第２項）において準用する中小企業等協同組合法第35条の２の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記

１　変更した事項を記載した書面

２　変更の年月日および理由を記載した書面

平成　　年　　月　　日

○○○市長　殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名　　㊞

商店街振興組合（連合会）役員氏名変更届出書

役員の氏名に変更がありましたので、商店街振興組合法第45条の規定により別添書類を添えて届け出ます。

（別添書類）

１．変更した事項を記載した書面

２．変更の年月日および理由を記載した書面

３．新たな役員を選挙した総会（選任した理事会）の議事録（謄本）

変更した事項を記載した書面

変更の年月日

変更の理由

（１）　定款第　　条（役員の任期）の任期満了につき改選の結果、下記のとおり変更しました。

氏　名（新）	役　職　名	氏　名（旧）
	代表理事(理事長)	
	副理事長	
	専務理事	
	理事	
	同	
	監事	

決算関係書類提出書（所管行政庁へそれぞれ提出）

平成　　年　　月　　日

和歌山県知事　殿

組合の住所および名称
組合を代表する理事の氏名　　㊞

中小企業等協同組合決算関係書類提出書

中小企業等協同組合法第105条の２の規定により別紙の中小企業等協同組合の決算関係書類を提出します。

平成　　年　　月　　日

和歌山県知事　殿

協業組合
商工組合　の名称
商工組合連合会

住所
協業組合
商工組合　を代表する理事の氏名　　㊞
商工組合連合会

決算関係書類提出書

中小企業団体の組織に関する法律第５条の23第６項（第71条）において準用する中小企業等協同組合法第105条の２の規定により、下記の書類を提出します。

記

１．事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書および剰余金の処分または損失の処理の方法を記載した書面
２．１の書類の承認をした通常総会（通常総代会）の議事録の謄本

平成　　年　　月　　日

○○○市長　殿

組合の住所及び名称
組合を代表する理事の氏名　　㊞

商店街振興組合（連合会）決算関係書類提出書

商店街振興組合法第82条の規定により、商店街振興組合（連合会）の決算関係書類を別添のとおり提出します。

（別添書類）１．事業報告　　２．財産目録
３．貸借対照表　４．損益計算書
５．剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面
６．１から５までの書類を承認した通常総会の議事録（謄本）

定款変更認可申請書（所管行政庁へ提出）

平成　　年　　月　　日

和歌山県知事　殿

組合の住所及び名称
組合を代表する理事の氏名　　㊞

中小企業等協同組合定款変更認可申請書

中小企業等協同組合法第51条第２項の規定により中小企業等協同組合の定款変更の認可を受けたいので別紙の変更理由書その他必要書類を添えて申請します。

変更理由書

変更箇所を記載した書面

新　条　文	旧　条　文

代表理事変更登記申請書

組合変更登記申請書

（代表理事の全員が理事の任期満了に伴う資格喪失により退任し、後任者が就任または重任した場合）

１．名　　称　　組合
１．主たる事務所　　番地
１．登記の事由　　代表理事変更
１．登記すべき事項　　平成　　年　　月　　日代表理事何　某は資格喪失により退任
代表理事は別紙のとおり就任
（注）　全員重任のときは「代表理事は別紙のとおり重任」とのみ記載すればたりる。
１．添付書類
定款抜粋　　１通
総会議事録　　１通
（注）　代表理事に就任した者が理事に選任された総会の議事録である。
理事会議事録　　１通
（注）　代表理事選任に関する理事会の議事録である。
就任承諾書　　通
（注）　代表理事の就任承諾書であるが、理事会の席上で被選任者が就任を承諾した場合には「就任承諾書は、理事会議事録の記載を援用する」と記載すればたりる。
委任状　　１通
（注）　代理人によって申請する場合に限る。
上記のとおり登記の申請をする。
平成　　年　　月　　日
申請人住所組合名
代表理事住所氏名
代理人住所氏名

和歌山地方法務局　　御中

定　款　抜　粋

定　款　抜　粋

第２条　（名　称）
本組合は　　組合と称する。
第４条　（事務所の所在地）
本組合は事務所を和歌山県　　に置く。
第　条　（役員の定数）
役員の定数は、次のとおりとする。
（１）理　事　　人（　　人以上　　人以内）
（２）監　事　　人（　　人以上　　人以内）
第　条　（役員の任期）
役員の任期は次のとおりとする。
（１）理　事　　年
（２）監　事　　年
２
３
４
第　条　（理事長、副理事長および専務理事の選任及び職務）
理事のうち１人を理事長、　　人を副理事長、　　人を専務理事とし、理事会において選任する。
２　理事長は本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
３　以下省略
第　条　（役員の選挙）
役員は総会において選挙する。
２
３
４
５
６

組合決算期の諸手続一覧

1	**事業年度末が基準のもの**	**必　要　書　類**
◎	**出資の変更登記を…**｛主たる事務所では４週間以内に 従たる事務所では５週間以内に	1　申　請　書 2　監事の証明書 3　委　任　状
◎	**法人税、地方税の確定申告を**　２ヵ月以内に	1　申　告　書　　5　勘定科目内訳明細書 2　貸借対照表 3　損益計算書 4　損益金処分案
2	**通常総会の日が基準のもの**	
◎	**総会開催の通知…**会日の10日前まで定款で定めた方法で	1　総会招集通知書（日時、場所、議案） 2　委　任　状
◎	**監事の監査…**総会の１週間前までに	
◎	**行政庁への決算関係書類の提出…**総会決議後２週間以内に	1　提出書 2　事業報告書 3　財産目録 4　貸借対照表 5　損益計算書 6　剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面 7　総会議事録
定款変更	◎　**行政庁への定款変更の認可申請書…**総会決議後すみやかに名称、地区、公告方法、事業の変更、組合員の資格、出資払込の方法、役員の定数、役員の任期、定款中の条文、出資１口の金額 （注）出資１口の金額の減少の議決をしたときは、議決の日から２週間以内に財産目録、貸借対照表を作り30日以内に公告をなし、債権者に対しては協組法56条参照	1　申請書　　2通 2　総会議事録　　〃 3　定款変更理由書　　〃 4　定款変更箇所を記載した書面　〃 （注）県振興局へ提出する場合は３通
	◎　**定款変更登記…**｛主たる事務所では認可書の到達後２週間以内に 従たる事務所では認可書の到達後３週間以内に 名称、地区、公告の方法、事業、出資払込の方法、出資１口の金額 （注）出資１口の金額の増加の場合、総会議事録、定款変更認可書、出資１口の金額増加についての組合員の全員同意書 出資１口金額の減少の場合　総会議事録、定款変更認可書、公告及び催告をしたことを証する書面 異議を述べた債権者に対して弁済し若しくは担保を供し又は財産を信託したことを証明する書面（債務弁済証書、担保提供証書、信託証書等）	1　申　請　書 2　総会議事録 3　定款変更認可書 4　委　任　状
役員変更	行政庁への役員変更届書の提出　総会決議後２週間以内に	1　届書 2　変更した事項を記載した書面 3　変更理由書 4　総会議事録　　5　理事会議事録
	◎　**役員変更登記…**｛主たる事務所では変更後２週間以内に 従たる事務所では変更後３週間以内に （注）　重任、再任の場合でも必ず登記すること。	1　申　請　書　　5　定款抜すい 2　総会議事録　　6　辞　任　届 3　理事会議事録　　7　委　任　状 4　就任承諾書
事務所の移転	◎　**事務所の移転登記…**移転後２週間以内に	1　申　請　書 2　｛総会議事録｝定款変更があった 3　｛定款変更の認可書｝場合のみ 4　理事会議事録 5　委　任　状

ご不明の点は中央会へお問合せ下さい。

〒640-8566　和歌山市西汀丁26　県経済センター7F
TEL　073－431－0852

中央会ホームページ上でも御覧頂けます。http://www.chuokai-wakayama.or.jp/

和歌山県地域労使就職支援機構
（厚生労働省依託事業）

構成団体

●連合和歌山　●経営者協会　●商工会議所連合会
●商工会連合会　●中小企業団体中央会

〒640-8227　和歌山市西汀丁26（県経済センター4F）
TEL.073-402-2111　FAX.073-425-5086
Eメール　roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp
ホームページ　http://www.waroushi.jp